

記載例

窓口または夜間窓口などへ提出する日を記入してください。

離婚届

令和 8 年 4 月 1 日 届出

受理 令和 年 月 日

第 号

長 殿

(1) 氏名	夫 ヤチマタ タロウ 八街 太郎	妻 ヤチマタ ハナコ 八街 花子
生年月日	平成8年 9月 1日	平成9年 4月 1日
住所	千葉県八街市八街ほ 35番地29	千葉県八街市八街ほ 800番地1
(2) 本籍	千葉県八街市八街ほ 35番地29	
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
(4) 婚姻前の氏名	夫の父 八街 一郎 続き柄 長 男 妻の父 山田 健一 続き柄 二 女 父 八街 陽子 長 男 母 山田 恵子 養 女	
(5) 未成年の子の名	夫が養育を担う子 八街 二郎 妻が養育を担う子 八街 二郎、八街 和子	
(6) 同居の期間	(同居を始めたとき) から (別居したとき) まで	
(7) 別居する前の住所	千葉県八街市八街ほ 35番地 番地 番号	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を営んでいる世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で営んでいる世帯 3. 企業・個人商店等(富公庁社除く)の常用労働者世帯で専従者の数が1人から4人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は除く) 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は除く) 5. 1から4にあてはまらないその他の生計を営んでいる者のいる世帯 6. 仕事を営んでいる者のいない世帯	
(9) 夫妻の職業	夫の職業 事務職 03	妻の職業 無職 00
(10) その他	親権者の定めについて真意に基づいて合意した。 夫 八街太郎 妻 八街花子	
届出人署名	夫 八街 太郎	妻 八街 花子

○住民票に記載されている住所を記入してください。

○離婚届と同時に、転入や転居をする場合は、新しい住所を記入し、住民異動届も提出してください。
ただし、休日・夜間窓口へ提出する場合は、住民異動届の受付はできません。そのため、住所は、住民票に記載されている住所を記入していただき、後日住民異動届をご提出してください。

○二人の話し合いによる離婚は「協議離婚」に✓

○婚姻時に氏が変わった方が旧姓に戻る場合のみ記入してください。

○婚姻前の戸籍にもどる場合⇒もとの戸籍にもどる

○新しく旧姓で戸籍をつくる⇒新しい戸籍をつくる

○婚姻時に氏が変わった方が現在の氏を使用する場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」が必要です。

○署名は必ず本人が自署してください。(押印は任意)

昼間繋がりがやすい電話番号を記入してください。

連絡先 夫電話 080-1234-5678
妻電話 090-1111-2222

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域を本國法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

- 台湾
 - パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
- そのほかに必要なもの
- 調停離婚のとき：調停調書の原本
 - 審判離婚のとき：審判書の原本と確定証明書
 - 和解離婚のとき：和解調書の原本
 - 認諾離婚のとき：認諾調書の原本
 - 判決離婚のとき：判決書の原本と確定証明書

署名(※押印は任意)	八街 一郎 印	山田 健一 印
生年月日	昭和40年 8月 8日	昭和42年 10月 20日
住所	千葉県八街市八街い 84番地10	千葉県八街市八街へ 199番地1060
本籍	千葉県八街市八街い 84番地10	千葉県八街市八街へ 199番地1060

○協議離婚(話し合いによる離婚)の場合は、成人2名の証人が必要です。ただし、裁判による離婚の場合は必要ありません。○必ず、証人が署名してください。

○戸籍の筆頭者でない方が、現在の氏を使用する場合は、「離婚の際に称した氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」が必要です。

○面会交流・養育費の負担についてチェックしてください。

□には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を出す必要があります。)

同居を始めたときの年月日、結婚式をあげた年月日または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

- 面会交流について取決めをしている。
- まだ決めていない。

「面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的・継続的に、会って話をしたり、一緒に進んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。」

- 養育費の分担について取決めをしている。
- まだ決めていない。

「養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣住に必要経費、教育費、医療費など。」

このチェック欄についての法務省の解説動画

○未成年の子がいる場合
・夫または妻の単独発言
⇒親権を行う方の欄に、子の氏名(フルネーム)を記入してください。
・夫妻の共同親権
⇒夫が親権を行う子欄、妻が親権を行う子欄の双方に、子の氏名(フルネーム)を記入してください。
・親権者指定の家事審判(家事調停)の申立て中
⇒その他欄に「親権者の指定を求める家事審判(家事調停)の申立てがされている子 八街 二郎(子の氏名)」と記入してください。